

令和2年度

コース・延長保育のご案内

1 コース・延長保育の基本的な仕組み

保育園・認定こども園（保育園コース）を利用される方は、「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」に区分されます。（ご自分の認定区分については、支給認定証か下の表でご確認ください）それにより、利用時間の仕組みが異なります。

認定区分	保育が必要な事由	コース選択	延長保育利用	
保育標準時間認定	・月 120 時間以上の就労等 ・妊娠・出産 等	あり ※コースによる減額あり	コースによって 利用可能	⇒ 2 ページへ
保育短時間認定	・月 120 時間未満の就労等 ・求職活動 等	なし	必要に応じて 利用可能	⇒ 4 ページへ

2 申込方法 （利用時間申請書は、各保育園・認定こども園または市役所保育課にあります）

- ①新規：入園申込時に「利用時間申請書」を提出してください。入園前に園との打ち合わせにて利用時間の確認をしてください。
- ②変更：変更したい月の前月中（月末が土日祝日になる場合は、その直前の平日まで）に、在園している園へ「利用時間申請書」を提出してください。お申し出いただいた翌月からコース・利用時間を変更できます。

3 利用についてお願い

- ・ご利用の有無や日数にかかわらず、申込内容に応じた保育料、延長保育利用料を負担していただきますのでご了承ください。延長保育利用料は、幼児教育・保育無償化の対象外です。
- ・申請時間内に必ずお迎えをお願いします。万一間に合わない事由が発生した場合は、事前に園に連絡をしてください。なお、この場合は、申請時間を超えて実際に利用された時間に応じて月額の利用料を負担していただくことがありますので、ご了承ください。
- ・申請できるのは、就労証明書等の書類から必要性が確認できる時間と曜日に限ります。
- ・ご家庭での保育を最優先としつつ、必要な時間と曜日について利用申請をしていただくようお願いいたします。限られた保育士数で、安全な保育を実施するため、ご理解をお願いします。
- ・勤務が早く終了した場合は、申請時間内であっても速やかにお迎えをお願いします。



「保育標準時間認定」を受けた方の場合

① 利用時間にあったコースを選択できます

入園する保育園・認定こども園名の表から、利用開始時刻と利用終了時刻をもとに、該当コースを確認してください。ただし、各園の開園時間外の利用はできません。

公立保育園、公立認定こども園、光徳、すずらん、こひつじ、三河安城第2こひつじ、じけいの森、げんきのもり、てらベサニーサイド、ブライト、根崎、てらベクリエイティブ		利用終了時刻			
		16:15 まで	16:15 を超えて 18:00 まで	18:00 を超えて 18:15 まで	18:15 を超える
利用開始時刻	7:15 以降で 7:30 より前	4	1	1	6
	7:30 以降で 8:15 より前	5	2	1	7
	8:15 以降	3	2	1	8

よさみ、第2よさみ		利用終了時刻		
		16:15 まで	16:15 を超えて 18:00 まで	18:00 を超える
利用開始時刻	7:00 以降で 7:30 より前	4	1	6
	7:30 以降で 8:15 より前	5	2	7
	8:15 以降	3	2	8

子宝、慈恵、第二慈恵		利用終了時刻		
		16:15 まで	16:15 を超えて 18:00 まで	18:00 を超えて 18:30 まで
利用開始時刻	7:30 以降で 8:15 より前	5	2	1
	8:15 以降	3	2	1

麦のうさぎ		利用終了時刻			
		16:15 まで	16:15 を超えて 18:00 まで	18:00 を超えて 18:30 まで	18:30 を超える
利用開始時刻	7:30 以降で 8:15 より前	5	2	1	7
	8:15 以降	3	2	1	8

② ①で選んだコースの内容を確認してください

コースの種類	利用時間	コースによる減額 (保育料から減額されます)	延長保育利用
1 11時間コース	開所時刻～11時間まで	なし	なし
2 10.5時間コース	7時30分～18時	1,000円	
3 8時間コース	8時15分～16時15分	2,500円	
4 8時間+朝Aコース	7時15分～16時15分 ↳よさみ、第2よさみは7時～	1,500円	
5 8時間+朝Bコース	7時30分～16時15分	2,000円	
6 延長保育Aコース	7時15分～延長保育利用* ↳よさみ、第2よさみは7時～	なし	あり 延長保育利用料は 3ページのとおり
7 延長保育Bコース	7時30分～延長保育利用*	500円	
8 延長保育Cコース	8時15分～延長保育利用*	1,000円	

* 延長保育の開始時刻は、次のとおり園により異なります。

- ・18時経過後～：よさみ、第2よさみ
- ・18時15分経過後～：

私立 光徳、すずらん、こひつじ、三河安城第2こひつじ、じけいの森、げんきのもり、ブライト、てらベサニーサイド、てらベクリエイティブこども園

公立 あけぼの、南部、西部、和泉、さくら、二本木、ゆたか、みのわ、新田、みその、錦、作野、認定こども園

- ・18時30分経過後～：麦のうさぎ

※上記以外の保育園・認定こども園では、保育標準時間認定の場合の延長保育はありません。

* 課税状況等により、保育料が減免される場合があります。

③ 延長保育利用料について

「延長保育Aコース」「延長保育Bコース」「延長保育Cコース」は、保育料とは別に延長保育利用料を負担していただきます。(月額)

※課税状況等により、延長保育利用料が減免される場合があります。

19時まで	20時まで	21時まで	22時まで
1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

(延長保育利用料の納付方法)

公立保育園・公立認定こども園をご利用の方：保育料と合わせて口座振替により納めていただきます。
 私立保育園・私立認定こども園をご利用の方：在籍する園の指定する方法で納めていただきます。

★保育標準時間認定を受けた方が負担する費用の計算の仕組み★



「保育料(利用者負担額)決定通知書」でお知らせする額です。

※「保育料基準額」については、「安城市保育所保育料(利用者負担額)徴収基準表」でご確認ください。



◎コースによる減額が受けられない場合

次の方はコース選択による減額は受けられませんが、保育料軽減対象となります。

- ・ 3歳児から5歳児までの方(幼児)
- ・ 保育料の階層区分がAまたはBの方
- ・ ひとり親世帯等の保育料軽減に該当の方
- ・ 養育している子(18歳未満)の3番目以降の子(以下第3子)

◎コース選択による保育料計算

同一世帯から2人以上入園している場合の2番目の子(以下「第2子」といいます。)の保育料は、保育料基準額からコースによる保育料減額分を差し引いてから、2分の1に軽減します。

【例】

- 条件1 父、母、子ども3人(5歳児、2歳児、0歳児)の5人家族で、子どもがすべて保育園・認定こども園に入園している。
 2 保育料基準額の階層区分が「D5」で、「保育標準時間認定」を受けている。
 3 3人の子どもがいずれも「10.5時間コース」(保育料の減額分は1,000円)を選択している。

5歳児： 幼児教育・保育無償化により 0円
 2歳児： $(39,900円 - 1,000円) \div 2 = \text{19,450円}$
[保育料基準額] [コースの減額分] [軽減適用] [保育料として実際に支払う額]
(第2子に該当するため)
 0歳児： 第3子に該当するため 0円

注意!!

◎については、階層区分によって例外もあります。詳しくは安城市保育所保育料(利用者負担額)徴収基準表の裏面の「保育料の軽減対象」をご確認ください。

「保育短時間認定」を受けた方の場合

保育短時間認定での利用にはコースの設定はありませんが、必要に応じて延長保育を利用することができます。

延長保育の種類と利用料（月額）

朝の利用

利用開始時刻が、7時以降 7時30分より前まで	利用開始時刻が、7時30分以降 8時15分より前まで
1,000円	500円

夕方および夜の利用

16時15分を超えて、18時まで	16時15分を超えて、19時まで	16時15分を超えて、20時まで	16時15分を超えて、21時まで	16時15分を超えて、22時まで
1,500円	2,500円	3,500円	4,500円	5,500円

（延長保育利用料の納付方法）

公立保育園・公立認定こども園をご利用の方：保育料と合わせて口座振替により納めていただきます。
私立保育園・私立認定こども園をご利用の方：在籍する園の指定する方法で納めていただきます。

★保育短時間認定を受けた方が負担する費用の計算の仕組み★



「保育料（利用者負担額）決定通知書」でお知らせする額です。

※「保育料基準額」については、「安城市保育所保育料（利用者負担額）徴収基準表」でご確認ください。



（問い合わせ先）安城市役所保育課入園係 電話0566-71-2228（直通）